平成二年度	○・一八七
平成三年度	○・一五一
平成四年度	○・一一四
平成五年度	○・○九七
平成六年度	○・○八三
平成七年度	○・○七五
平成八年度	○・○七五
平成九年度	○・○七四
平成十年度	○・○五五
平成十一年度	○・○四九
平成十二年度	○・○四九
平成十三年度	○・○四九
平成十四年度	○・○四九
平成十五年度	○・○四九
平成十六年度	○・○四九
平成十七年度	○・○四九
平成十八年度	○・○四九
平成十九年度	○・○四六
平成二十年度	○・○四六
平成二十一年度	○・○三一
平成二十二年度	○・○三一

（平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第八条　平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（厚生年金保険法第四十三条第一項の規定により計算した年金額等の水準を表す指数の計算方法）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第十一条の二　平成十六年改正法附則第三十一条の二第一項第一号の指数は、平成二十六年度における平成十六年改正法附則第三十一条第一項第一号の指数に、平成二十七年度において厚生年金保険法第四十三条の二第一項又は第三項（同法第四十三条の三第一項の規定が適用される受給権者にあっては、同項又は同条第三項）の規定により再評価率（同法第四十三条第一項に規定する再評価率をいう。）を改定する際に基準とされる率を乗じて得た数（その数に小数点以下四位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。

2　平成十六年改正法附則第三十一条の二第一項第二号の指数は、前条第二項の規定により得た数とする。

（国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正）

第九条　国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「〇・九八五」を「〇・九九九」に改める。

第二条の見出し中「平成二十六年度及び平成二十七年度」を「平成二十七年度及び平成二十八年度」に改め、同条第一項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「〇・九四七」を「〇・九五二」に改め、同条第二項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「〇・九七六」に改める。

第三条（見出しを含む。）中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条の表中「四五、七五〇円」を「四六、七七〇円」に、「九一、五〇〇円」を「九三、五四〇円」に、「一三七、二五〇円」を「一四〇、三一〇円」に、「一八三、〇〇〇円」を「一八七、〇八〇円」に、「二二八、七五〇円」を「二三三、八五〇円」に、「二七四、五〇〇円」を「二八〇、六二〇円」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改める。

第五条の見出し中「平成二十三年度」を「平成二十七年度」に改め、同条中「平成二十三年度」を「平成二十七年度」に、「四十六万円」を「四十七万円」に改める。

第六条の見出し中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条第一項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「〇・九八六」を「一・〇〇〇」に、「〇・九八四」を「〇・九九八」に改め、同条第二項の表に次のように加える。

平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九〇九

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一（第四条第一項関係）

一　昭和五年四月一日以前に生まれた者　被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一三・九五八
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・六五八
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一三・四六八
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・一三九
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・二九八
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・二九七
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・五四〇
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・八四七
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	六・八六九
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・三〇九